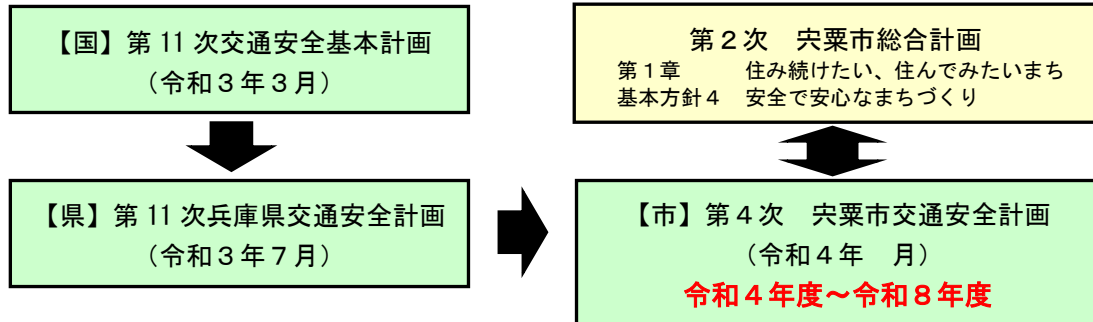


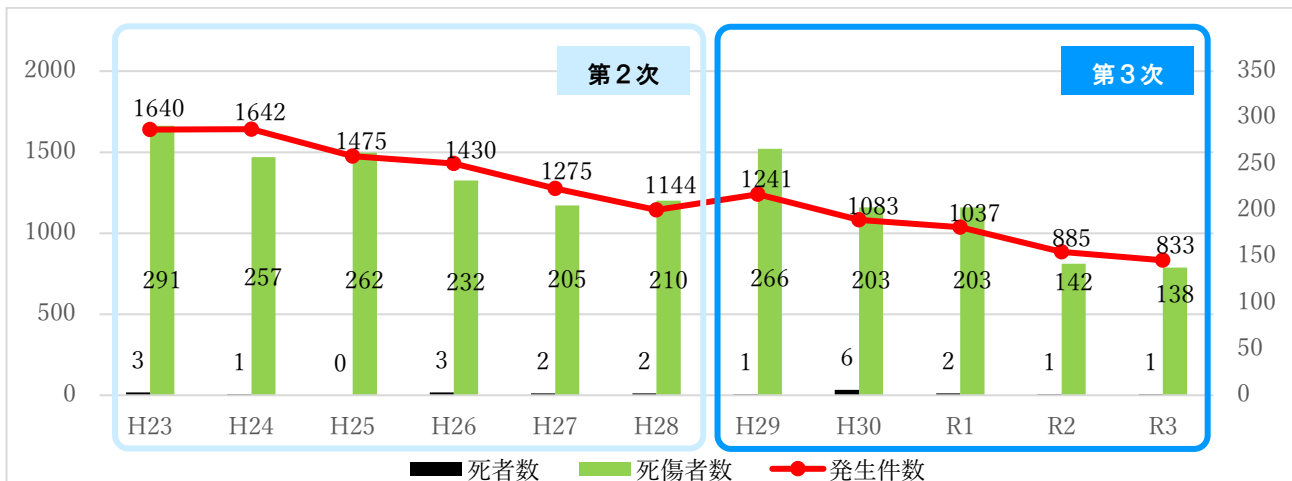
第4次 宍粟市交通安全計画（案）の概要

1. 交通安全計画の位置付け

交通安全対策基本法に基づき、国・県計画を上位計画として、宍粟市における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な方向性を示すものである。また、宍粟市総合計画における住み続けたい、住んでみたいまち、安全で安心なまちづくりの実現を交通安全の観点から推進するものである。



2. 交通事故の現状と特徴 (計画P1～3 第1章 第1節)



○交通事故の現状

平成28年から令和2年までの交通事故死傷者数及び人身事故件数は、平成29年に増加しているが、それ以降は減少傾向にあり、第3次計画で令和3年目標としていた発生件数995件、死傷者数144件については、達成することができた。しかし死者数については、毎年死亡事故が発生しており、目標としていたゼロをいずれの年でも達成することができなかった。

○交通事故の特徴

平成28年から令和2年までの死者12人については、内8人は歩行者が犠牲になる事故であった。

令和2年中の死傷者数及び第1当事者数（過失割合が一番高い者）に占める高齢者の割合は3割程度で、県下や近隣状況と比べると高い状況である。

3. 交通安全計画における目標 (計画P3 第1章 第2節)

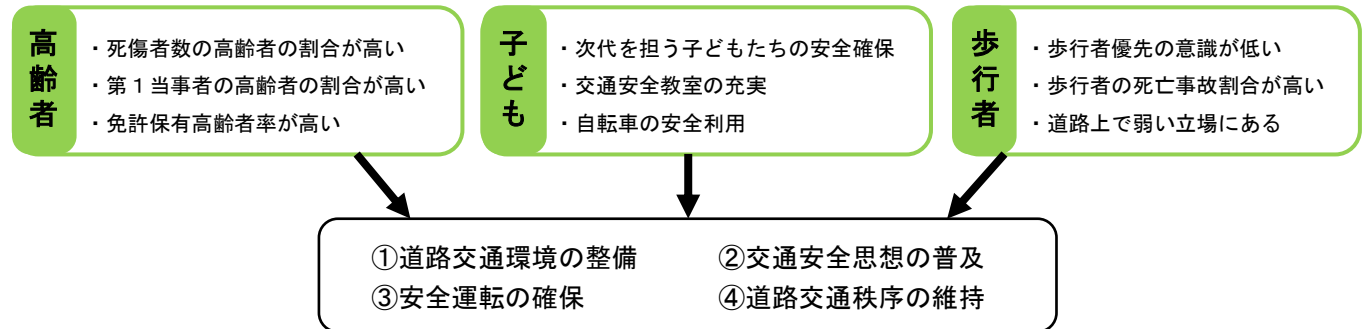
令和8年に次の項目を達成することを目標とする。

- (1) 交通事故死者数をゼロにする。(県計画目標項目)
- (2) 交通事故重傷者数を6人以下にする。(県計画目標項目)
- (3) 交通事故発生件数を777件以下にする。(市総合計画目標項目)

今回から、県計画に基づき、命に係わる重大事故である重傷者数の減少も目標とする。

4. 交通安全対策における視点 (計画P4 第2章 第1節)

道路交通については、「人優先」の考えを基本とする中で、県の取組である「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進項目を中心に、宍粟市の現状を踏まえた3つの視点を重点事項とする中で、取り組むべき対策を4項目に分けて整理する。



5. 講じようとする主な施策 (計画P5～11 第2章 第2節)

①道路交通環境の整備 (計画P5～7 第2章 第2節 第1項)

- 通学路における交通安全対策の推進
 - ・通学路交通安全推進協議会による点検による施設の改良、整備
- 生活道路における交通安全対策の推進
 - ・歩行者や自転車利用者の安全確保のための「ゾーン30」の整備や路側帯の設置
- 幹線道路における交通安全対策の推進
 - ・事故の発生割合が大きい幹線道路については、交差点改良、視距改良、防護柵の設置や区画線の整備
- 安心安全な歩行空間の確保
 - ・歩道幅員と平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などすべての人が安心できる歩行空間の整備
- 交通安全施設の整備
 - ・交差点やカーブ区間に対して、ドット線、視線誘導標や道路照明等の整備
- 公共交通機関利用の促進
- 災害等に備えた交通環境の整備
- 道路占用の適正化等

②交通安全思想の普及 (計画P7～10 第2章 第2節 第2項)

- 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進
 - ・「横断歩道おもいやりの日」「横断歩道合図（アイズ）運動」
- 交通安全に関する情報提供、啓発活動の推進
 - ・警察や交通安全協会と連携した街頭キャンペーン、広報しそう、しーたん放送等の活用
- 交通安全運動実施団体等への支援
- すべての人への交通安全教育の実施
 - ・幼児や児童から高齢者、障がいのある人等、あらゆる人への交通安全教室の実施
 - ・高齢者交通安全教室の充実

③安全運転の確保 (計画P10～11 第2章 第2節 第3項)

- 運転者教育の充実
 - ・運転に必要な正しい知識と技能を身につけた運転者の育成
- 高齢運転者対策の充実
 - ・高齢運転者への認知機能検査、運転技能検査制度の適正な運用、運転免許自主返納制度の周知
- 飲酒運転の根絶
 - ・「三ない運動」「ハンドルキーパー運動」を推進
- 自転車利用者への反射板、ヘルメット等の普及促進

④道路交通秩序の維持 (計画P11 第2章 第2節 第4項)

- 暴走行為をさせないための環境づくり
- 交通事故発生箇所等の調査・分析
 - ・警察や道路管理者等と共同して交通事故発生箇所の調査、分析、対策の検討
- 関係機関・団体等との連携・協力による通学路の交通安全
 - ・学校やPTAなど関係機関が一体となった見守り活動